

衛生センター運転管理業務委託

発注仕様書

令和 8 年 7 月

北薩広域行政事務組合

第1章 総 則

「北薩広域行政事務組合衛生センター運転管理業務委託 発注仕様書」（以下「発注仕様書」という。）は、北薩広域行政事務組合（以下「本組合」という。）が発注する衛生センター運転管理業務委託（以下「委託業務」という。）を受託しようとする者（以下「応募者」という。）に対して委託業務実施に必要な事項を定め、応募者の提案に際しての指針となるものである。

発注仕様書に記載された事項は、委託業務における基本的事項を定めたものであり、これを上回って運転管理することを妨げるものではない。また、発注仕様書に記載されていない事項であっても、委託業務を受託した者（以下「受注者」という。）が必要と判断し、提案した事項については全て受注者の責任において実施するものとする。

（目 的）

第1条 北薩広域行政事務組合衛生センター（以下「処理施設」という。）における機器の運転及び維持管理業務を行い、処理施設に搬入される廃棄物を適正かつ円滑に処理し、運営することを目的とする。

（委託業務の履行）

第2条 本組合が発注する委託業務の受注者は、委託業務を効率的、衛生的に履行するとともに、第17条に規定する関係法令等を遵守し、運転管理マニュアル等その他関係書類に基づき确实適正かつ安全にこの業務を履行すること。

（委託業務の場所）

第3条 業務の場所は、次のとおりとする。

鹿児島県出水市高尾野町下水流 3861 番地

北薩広域行政事務組合 衛生センター 別紙図面1のとおり

（施設の概要）

第4条 施設の概要は、次のとおりとする。

（1）衛生センター

ア し尿処理施設（平成9年竣工）

- （ア） 処理能力 121K L／日（し尿：85K L／日＋浄化槽汚泥：36K L／日）
- （イ） 処理方式 標準脱窒素処理方式＋高度処理（凝集沈殿＋オゾン＋砂ろ過）
- （ウ） 処理対象 し尿、浄化槽汚泥
- （エ） 処理フロー 別紙図面2のとおり
- （オ） 施設平面図 別紙図面3～5のとおり

（委託業務の期間）

第5条 委託業務の期間は、令和9年4月1日から令和11年3月31日まで（2か年契約）とする。

（委託業務時間及び休日等）

第6条 委託業務時間及び休日は、原則として、次のとおりとする。

(1) 委託業務時間

月曜日から金曜日まで（祝日を除く）の8時30分から17時15分までとする。

なお、夜間及び休日は無人自動運転とするが、異常警報発生時等は速やかに出勤し適切な措置を講ずること。（警報は携帯電話へ発信する。）

(2) 休日

休日は、土曜日、日曜日、祝日及び12月29日から1月3日までとする。

(3) 特別業務

ア 年末年始等の休日受入業務を概ね年間1日程度、本組合と協議の上、行うこと。

イ 故障及び補修並びにその他業務が生じた場合は、本組合と協議の上、休日に立会等を行うこと。

（基幹的設備改良工事）

第7条 基幹的設備改良工事期間は、次のとおりとする。

(1) 工事期間

令和9年1月から令和11年3月（27か月間）

※現場での工事着工は、令和9年5月頃を予定する。

第2章 運転管理の方針

(業務方針)

第8条 受注者は、委託業務に当たっては、関係法令等を遵守し、地域環境に対する環境負荷の低減や省エネルギーに十分配慮しながら基本性能を発揮させ、安定性、安全性を確保するとともに、経済性、効率的な運転管理を実施し、一般廃棄物の適正処理を行うこと。

(組合への報告)

第9条 受注者は、施設の運転管理に関して、本組合が報告、記録、資料等を要求する場合には速やかに対応すること。

(提出書類)

第10条 受注者は、次に掲げるものについては、それぞれ遅滞なく提出し、本組合の承諾を得ること。

(1) 第21条に定める業務引継期間に関する提出書類

ア 運転管理業務引継に関する計画書（引継開始までに提出すること。）

イ 運転管理業務引継に関する報告書

(2) 年次提出書類（年次業務開始までに提出すること。）

ア 年間委託業務計画書

イ 年間委託業務実績報告書

年間委託業務実績報告書は半期ごとに提出すること。

(3) 月次提出書類

ア 月次運転計画書

(ア) 勤務体制

(イ) 委託業務計画書

イ 月次委託業務報告書

(ア) 勤務報告書

(イ) 委託業務実績報告書

2 前項に掲げる、提出書類の記載事項を変更しようとするときは、変更届出書等を提出すること。

第3章 運転管理体制

(業務実施体制)

第11条 業務実施体制は、次のとおりとする。

(1) 人員配置計画

受注者は、委託業務を適正に履行するために必要な従事者数を確保し、配置すること。また、人員の配置に当たっては、次のアからウに示す現状の配置人員を参照し、サービスレベルを低下させないように留意すること。

なお、第11条に定める資格を有する従事者は必ず確保すること。

ア 総括責任者	1名
イ 技術責任者	1名
ウ 運転従事者	2名

(2) 総括責任者及び技術責任者の選任

ア 受注者は、総括責任者及び技術責任者を定めること。ただし、総括責任者、技術責任者は兼ねることができない。

イ 総括責任者は、し尿処理施設又は汚泥再生処理施設における2年以上の総括責任者又は技術責任者と同等以上の経験を有する者。

ウ 技術責任者は、し尿処理施設又は汚泥再生処理施設における2年以上の運転実務経験を有する者。

(3) 従事者の職務

ア 総括責任者は、従事者を総括し、業務内容を十分に把握して、施設の維持管理に努めること。また、委託業務上必要な事項に関し、本組合に報告すること。

イ 技術責任者は、処理施設及び各機器設備全体において、専門的な知識を持ち、公害関係、各種機器設備の調整等の主体的業務に努めること。

ウ 技術責任者は、総括責任者を補佐し、総括責任者が不在の時は、その職務を代理するものとする。

エ 運転従事者は、施設の維持及び各種機器の運転に必要な知識を持ち、運転管理に当たるものとする。

(4) 勤務体制

受注者は、詳細な勤務体制等を定めること。また、従事者が病気、事故、その他の理由により、緊急に配置人員に不足が生じる場合の対応についても定めること。

(5) 従事者の変更

ア 参加表明書等に記載した総括責任者及び技術責任者は、原則として変更はできないものとする。ただし、病気、事故、死亡、退職等やむを得ない理由により変更する場合には、本組合の承諾を受けた上、同等以上の従事者に変更することができる。

イ 従事者に変更が生じた場合においては、変更の理由、変更者の住所、氏名、変

更者の資格者証等の書類を提出し、本組合の承諾を得ること。

(有資格者の配置)

第 12 条 受注者は、委託業務を行うに当たり、次の有資格者を配置し定めること。ただし、複合有資格者は認めるものとするが、資格を必要とする作業については、当該業務に必要な資格を有する者が業務に当たること。

なお、運転管理に当たり、労働安全衛生法等の関係法令を遵守するよう勤務体制を定めること。

- (1) 廃棄物処理施設技術管理士（し尿・汚泥再生処理施設講習修了者）
- (2) 危険物取扱者（乙種第 4 類）
- (3) 乾燥設備作業主任者（技能講習修了者）
- (4) 酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者（技能講習修了者）
- (5) 特定化学物質等作業主任者（技能講習修了者）
- (6) フォークリフト運転士（フォークリフト運転技能講習修了者）
- (7) 電気工事士（第 2 種以上）
- (8) 中型自動車第 1 種免許以上
- (9) 廃棄物の焼却施設に関する業務に係る特別教育修了者
- (10) その他業務の遂行上法令で定められた資格者

(緊急連絡体制)

第 13 条 地震、台風、大雨等の災害時及び爆発、火災、人身事故、その他設備及び機器類に関する重大な故障などの緊急事態発生に備えて、緊急時の連絡体制、機器の操作手順を定めるとともに、従事者の避難等安全対策を講ずること。

(帳簿等の整理)

第 14 条 受注者は、帳簿等を常時閲覧できる状態にしておくこと。また、貸与品については台帳を作成し、その保管状況を常に把握すること。

なお、毀損・盗難・紛失等があったときは、速やかに本組合に報告すること。

第4章 運転管理業務

（運転計画）

第15条 受注者は、人員配置及び委託業務内容等を記載した計画書を委託業務開始前に本組合に提出し、承諾を得ること。

（業務報告）

第16条 受注者は、委託業務実績を明らかにするため、本組合が要求する委託業務報告書を毎月提出すること。また、委託業務中に事故が発生した場合は、適切な応急処置を施すとともに、速やかに本組合に報告すること。

（運転管理マニュアル）

第17条 受注者は、次の運転管理マニュアルを作成すること。

- (1) 受注者は、施設の安全管理や緊急時の対処及び施設の運転操作に関して、施設の取扱説明書及び運転管理マニュアル等に基づき、独自の運転管理マニュアルを作成し、マニュアルに基づいた運転をすること。また、作成した運転管理マニュアルを本組合に提出すること。
- (2) 受注者は、策定した運転管理マニュアルについて、施設の運転にあわせて随時改善すること。

（関係法令の遵守）

第18条 受注者は、委託業務の履行に当たり、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」、「ダイオキシン対策特別措置法」、「大気汚染防止法」、「水質汚濁防止法」、「消防法」、「電気事業法」、「労働基準法」、「労働安全衛生法」、「職業安定法」、「労働者災害補償保険法」等業務に係る関係法令及び本組合の条例、規則を遵守し、業務を円滑に履行するとともに、法令等の適用においては、受注者の責任において行うこと。

（排出基準）

第19条 受注者は、委託業務遂行に当たり、廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び環境基本法等による公害規制値（排出基準）を遵守し、大気汚染、水質汚濁、悪臭、騒音、振動等の公害発生を防止すること。

(1) 放流水基準

項 目	法による基準	施設設計値
pH	5.0～9.0	5.8～8.6
BOD	日間平均値 20 mg/L	10 mg/L
COD	160 mg/L (日間平均値 70 mg/L)	30 mg/L

SS	日間平均値 70 mg/L	日間平均値 10 mg/L
大腸菌数	日間平均 800CFU/mL 以下	日間平均 30CFU/ml 以下
窒素含有量	120 mg/L(日間平均値 60 mg/L)	10 mg/L
燐含有量	16 mg/L(日間平均値 8 mg/L 以下)	1 mg/L

(2) ばい煙基準

項 目	法による基準	施設設計値
ばいじん	0.25g/m ³ N	0.05g/m ³ N
硫黄酸化物	硫黄酸化物に係る K 値規制基準	3.995N m ³ /h
窒素酸化物	—	150ppm
塩化水素	700 mg/m ³ N	350 mg/m ³ N

(3) ダイオキシン類基準

項 目	法による基準
排ガス	10ng-TEQ/m ³ N
焼却灰	3 ng-TEQ/m ³ N
飛灰	3 ng-TEQ/m ³ N

(4) 水銀基準（全水銀）

項 目	法による基準
排ガス	50 μg/m ³ N

（運転教育）

第 20 条 受注者は、委託業務開始前及び履行期間中において、従事者の運転教育を徹底すること。

（ヒューマンエラー防止）

第 21 条 受注者は、ヒューマンエラーによる事故及び故障防止の対策を行うこと。

（委託業務開始前の準備）

第 22 条 委託業務を令和 9 年 4 月 1 日から円滑に行うための準備計画を本組合と協議の上、定めること。

- (1) 業務引継期間は、令和 9 年 3 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日までとする。
- (2) 業務引継期間中に施設及び貸与品等の状況を十分に把握し、不備がないことの確認を行うこと。
- (3) 本組合による運転指導等は、原則行わないものとする。

（委託業務終了時の業務引継ぎ）

第 23 条 委託業務終了時における、本組合及び新受注者への引継計画を定め本組合の承諾を得ること。また、委託業務終了時は、新受注者への業務の引継ぎに協力すること。

(受注者の経費負担)

第 24 条 受注者が委託業務の履行に当たり必要な光熱水費、薬品及び燃料等の消耗品は、本組合の負担とするが、常に運転の効率化を図り、処理施設の管理運営に係る経費の節減に努めなければならない。

なお、次に掲げる経費は受注者の負担とする。

- (1) 委託業務の履行に必要な人件費（給料、賞与、諸手当、福利厚生費等）
- (2) 委託業務従事者に支給する物件費（作業服、安全靴、安全帽、各種防具、衛生用品、生活用品等）
- (3) 委託業務に要する管理費（事務用機器、事務用品、電化器具、消耗品等）
- (4) 委託業務に必要な外線電話等通信設備及び通信料
- (5) 受注者の業務の引継ぎ等に要する費用
- (6) 本組合と協議の上、受注者において支払うと決定した経費

(損害賠償)

第 25 条 委託業務の履行に当たり、受注者に生じた損害又は受注者が第三者に及ぼした損害は、すべて受注者が負担するものとする。ただし、本組合の責めに帰する理由による場合は、この限りでない。また、受注者の責めに帰すべき理由により本組合に損害を与えたときは、受注者はその損害を賠償しなければならない。

第 5 章 維持管理業務

(委託業務の内容)

第 26 条 委託業務の内容は、基幹改良工事期間中の処理施設の運転、監視、維持管理、日常的な機器の清掃、点検整備、記録及び環境整備等を行うものとし、その主なものは次のとおりとする。

(1) し尿処理施設

ア 受入・前処理設備

- (ア) トラックスケールに關すること。
- (イ) し尿、浄化槽汚泥の受入に關すること。
- (ウ) 受入室内の施設機器及びポンプ等に關すること。
- (エ) 沈砂槽、受入槽及び貯留槽に關すること。
(沈砂槽は、受入時間以外に月 1 回手動による内部清掃をすること。)
- (オ) 揚砂装置に關すること。
- (カ) 破砕機・前処理機に關すること。
- ※ 運転管理期間中に、各槽の用途変更、前処理機の休止等を行う。

イ 1 次・2 次処理設備

- (ア) 1 次、2 次処理設備に關すること。
- (イ) ブロワ、ポンプ等に關すること。
- (ウ) 各水槽に關すること。
- ※ 運転管理期間中に、槽の容量見直し、曝気ブロワ・ポンプの更新等を行う。

ウ 高度処理設備

- (ア) 高度処理設備に關すること。
- (イ) ポンプ、搔寄機等に關すること。
- (ウ) 各水槽に關すること。
- (エ) オゾン用散気筒及び活性炭の交換に關すること。
- ※ 運転管理期間中に、各槽の用途変更、オゾン設備の休止等を行う。

エ 放流設備

- (ア) ポンプ等に關すること。
- (イ) 放流及び放流口に關すること。
- (ウ) 塩素消毒に關すること。
- (エ) 各水槽に關すること。

オ 脱臭設備

- (ア) 酸・アルカリ洗浄塔、中濃度ファン、中濃度活性炭吸着塔に關すること。
- (イ) 低濃度ファン、低濃度活性炭吸着塔に關すること。
- (ウ) 薬注ポンプに關すること。
- (エ) 中濃度ファン・循環ポンプフィルター部（月 1 回）及び低濃度ファン（年

2回)の清掃、点検に關すること。

カ 汚泥処理設備

(ア) 汚泥脱水設備に關すること。

(イ) ポンプ等に關すること。

(ウ) 各槽に關すること。

(エ) 汚泥乾燥焼却設備に關すること。

(オ) 焼成汚泥肥料、飛灰及び脱水汚泥(し渣含む)の搬出に關すること。

※ 運轉管理期間中に、汚泥乾燥焼却設備の撤去、汚泥脱水機及び濃縮槽の休止を行う。

キ 水質分析・各種測定

(ア) 水質分析(pH、COD、SS、アンモニア性窒素、亜硝酸性窒素、硝酸性窒素、残留塩素、塩化物イオン等)に關すること。

(イ) 汚泥含水率及び臭気濃度等に關すること。

(ウ) 放流水等採水(水質分析業務)時のクロスチェックに關すること。

ク 取水設備

(ア) 取水設備に關すること。

(イ) 水源地周辺の整備、清掃に關すること。

ケ 各種設備、装置の維持管理及び運轉に關すること。

コ 処理設備の保守、点検、調整、整備及び輕微な補修に關すること。

サ 各種薬品等の受入、調合、充填、交換及び在庫管理に關すること。

シ 水質計器の校正、点検清掃に關すること。

ス 高圧引込ケーブル(埋設)の点検及びマンホール内部清掃に關すること。

セ A重油、メタノールの受入、各タンク点検及び在庫管理に關すること。

ソ 貯水槽の点検及び内部清掃(年1回)に關すること。

タ 機器制御盤内部の清掃及びフィルターの取替に關すること。

チ 汚水ピット(管理棟、処理棟、公衆便所)の維持管理に關すること。

ツ 洗車場の清掃及び排水ポンプに關すること。

テ 車両等の点検、整備及び清掃に關すること。

(2) 前号に關する機器等の日常的な点検・調査を行い記録する業務及び報告

(3) 基幹的設備改良工事期間中の仮設及び切り回し運轉、設備・機器更新後の試運轉等に關すること。

ア 前脱水設備

前処理設備、汚泥脱水機、焼却設備の廃止に伴う、前脱水設備の試運轉を行うこと。

(ア) 前脱水設備に關すること。

(イ) 助燃剂化装置に關すること。

(ウ) 各水槽に關すること。

(エ) 各ポンプに關すること。

(オ) 助燃剂搬出(環境センターへ)に關すること。(1日2回程度)

イ 活性炭吸着塔

オゾン設備の廃止に伴う、活性炭吸着塔の試運転を行うこと。

- (ア) 活性炭吸着塔に関すること。
- (イ) 各水槽に関すること。
- (ウ) 各ポンプに関すること。
- (エ) 活性炭取替に関すること。

ウ 汚泥焼却設備廃止に伴う、し渣及び脱水汚泥の仮設コンベヤの運転に関する
こと。脱水汚泥（し渣含む）は、環境センターへ搬出すること。（1日2回程度）

エ 脱窒素槽等の生物処理槽の容量見直しに伴う仮設及び切り回し運転に関する
こと。

オ 水槽防食更新工事に伴う仮設及び切り回し運転に関すること。

(4) 敷地内外の整備及び美観保護に関する業務。

ア 除草に関すること。（施設内は、適時除草し、美観を保つこと。）

- (ア) 敷地内の除草及び殺虫剤散布に関すること。
- (イ) 東側空地の除草に関すること。
- (ウ) 敷地内外の除草剤散布に関すること。

イ 清掃に関すること。

ウ 植栽及び花壇に関すること。

(5) 本組合が実施する法令点検、年次点検、委託業務及び補修業務等の立会。

(6) その他本組合と受注者が協議し、業務の遂行上必要と認められる業務。

（施設・備品等の貸与）

第 27 条 本組合は、委託業務の履行に必要な次の施設・機器・備品について、受注者に無償で貸与するものとするが、紛失、損傷等、又は受注者の不適切な使用があった場合には、受注者の責任において補充し、若しくは原状復旧しなければならない。

- (1) 処理棟事務室、更衣室、浴室、脱衣室、休憩室、便所等の施設
- (2) 事務机、椅子等の備品
- (3) 工具類、測定機器類
- (4) フォークリフト 1 台、2 トンダンプ 1 台、4 トンダンプ 1 台、乗用草刈機 1 台
ラジコン草刈機 1 台
- (5) 清掃用具、除草機器及び用具
- (6) その他委託業務の履行に必要と認めるもの。

（軽微な補修）

第 28 条 受注者は、点検等を定期的に行い、機器の状態を把握し、異常があった場合には、重大な故障になる前に直ちに原因を調査し、備付工具、補修材料等を用い可能な範囲で補修を行うこと。

(日常の管理及び点検)

第 29 条 受注者は、点検計画書及び点検リスト等を作成し定めるとともに、点検後は直ちに総括責任者及び技術責任者への報告を行い、従事者間の情報の共有を確実にすること。また、機器の管理については台帳を作成し、管理・補修状況を常に把握すること。

(施設内外の清掃及び整備)

第 30 条 受注者は、委託業務を行う建物や処理施設内外を常に整理整頓し、清潔に保つこと。

(敷地内外の清掃及び整備)

第 31 条 受注者は、委託業務を行う敷地内外を常に清掃整備し、環境美化に努めること。

(防火管理)

第 32 条 受注者は、消防法及び関係法令に基づき、必要な組織を整備し、防火管理体制を定めること。また、火災を未然に防止するため、火気の慎重な取り扱いを徹底すること。

なお、火災が発生した場合は、初期消火に努めること。

(防犯体制)

第 33 条 受注者は、場内の設備、機器、備品等の盗難を防止するため、必要な組織を整備し、防犯体制を定め、盗難、侵入者の防止について、十分な監視警備に努めること。

(車両管理)

第 34 条 受注者は、車両運転記録簿を作成し、運転者、用途、距離数等を記録し、本組合へ毎月報告すること。

なお、車両の点検や清掃も適時行い、異常があった場合は速やかに報告すること。

第6章 労務管理

(従事者の労務管理及び安全衛生管理)

第35条 受注者は、従事者の労務管理及び安全衛生管理を行うに当たって遵守する事項は、次のとおりとする。

- (1) 従事者の勤務については、労働基準法及び労働安全衛生法等関係法令を遵守すること。
 - (2) 受注者は、安全作業要領を作成するとともに、従事者の業務訓練、安全衛生教育を徹底し、事故発生の防止に努めること。
 - (3) 受注者は、委託業務従事者の労務管理、人事管理上の一切の責任を負うものとする。
- 2 受注者は、従事者に対して作業場で必要な安全保護具を支給するとともに、危険防止対策等を実施し、労働災害の防止に努め、次に掲げる作業については、特にその安全確保に十分留意しなければならない。
- (1) 薬品及び燃料の取扱い作業
 - (2) 酸素欠乏及び有害ガス発生場所における作業
 - (3) 高所作業
 - (4) 電気設備の取扱い作業
 - (5) 回転機器の取扱い作業
 - (6) 温度の高い場所における作業及び高温部に接触する恐れのある作業
 - (7) 粉じん等の発生する場所における作業
 - (8) 有機溶剤の取扱い作業

(従事者の服装)

第36条 受注者は、従事者に安全かつ清潔な統一した服装を着用させ、名札等により委託業務従事者であることを明らかにすること。また、作業にあたっては、義務づけられた安全用具、ヘルメット、防じんマスク、作業服、作業靴等を使用又は着用すること。

(来訪者等の対応)

第37条 受注者は、来訪者等に対し、丁寧かつ適切な対応をとること。

(秘密の保持)

第38条 受注者は、委託業務を履行するに当たり知り得た秘密及び情報等を、本組合の許可なく他に漏らしてはならない。

なお、委託業務期間終了後においても同様とする。

(禁止事項)

第 39 条 受注者の禁止事項は、次のとおりとする。

- (1) 受注者は、本組合の許可なく処理施設内の土地、建物、設備及び備品等を使用してはならない。また、本組合が管理する一切のものを施設外に持ち出してはならない。
- (2) 受注者は、本組合の許可なく処理施設内の土地、建物、施設及び備品等について、改造等を行なってはならない。
- (3) 受注者は、本組合の許可なく委託業務に必要でないものを処理施設内に持ち込んではならない。
- (4) 受注者は、本組合の許可なく従事者以外の者を立ち入らせてはならない。